

令和5年3月30日
港湾局産業港湾課

港湾のターミナルの脱炭素化の取組を評価する 「CNP 認証（コンテナターミナル）」制度案をとりまとめました

国土交通省では、港湾のターミナルにおける脱炭素化の取組を客観的に評価する認証制度の導入に向けて検討を行ってきました。今般、「CNP 認証（コンテナターミナル）」制度案をとりまとめましたので、公表します。

令和5年度は試行を行い、本格運用に向けて引き続き検討を行ってまいります。

- 国土交通省では、我が国の産業や港湾の競争力強化や脱炭素社会の実現に貢献するため、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化や水素等の受入環境の整備等を図るカーボンニュートラルポート（CNP）の形成を推進しています。
- このうち、「港湾の競争力強化」に関しては、世界的にサプライチェーンの脱炭素化に取り組む荷主等が増えており、荷主等から選ばれる競争力のある港湾となるためには、これらのニーズに対応してターミナル内の港湾施設の脱炭素化等に取り組むことが重要となっています。
- このため、国土交通省では、ターミナルにおける脱炭素化の取組状況を客観的に評価する認証制度の導入に向け、昨年6月から検討会を開催し、検討を行ってきました。
- この度、これまでの議論を踏まえ、「CNP 認証（コンテナターミナル）」制度案をとりまとめましたので、お知らせします。令和5年度は、本格運用に向けた試行を予定しています。
- 国土交通省としては、我が国の港湾が荷主、船社等から選ばれ、ESG 投資を呼び込む、競争力のある港湾となるよう、本制度の本格運用に向けて引き続き検討を行ってまいります。

【参考】「CNP 認証（コンテナターミナル）」制度案に関する資料は、以下の URL に掲載します。

https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_tk4_000054.html

【問い合わせ先】 港湾局 産業港湾課 伊藤、富田

（代表）03-5253-8111〔内線〕46-468、46-467（直通）03-5253-8672

「CNP認証(コンテナターミナル)」制度案の概要

- サプライチェーンの脱炭素化に取り組む荷主等のニーズに対応して港湾施設の脱炭素化等に取り組むことが、荷主等から選ばれる、競争力のある港湾となるために重要となってきた。
- 港湾のターミナルにおける脱炭素化の取組状況を荷主、船社等が客観的に確認できるよう、コンテナターミナルの脱炭素化の取組に関する認証制度(CNP認証(コンテナターミナル))を創設し、もって、荷主、船社等から選ばれ、ESG投資を呼び込む、競争力のある港湾を目指す。
- 今般、CNP認証(コンテナターミナル)の制度案をとりまとめたところであり、令和5(2023)年度に試行し、制度の運用に向けて引き続き検討を行う。

制度案の骨格

認証等の流れ 認証制度の設置者(国土交通省港湾局)は認証機関(第三者機関)を認定。認証機関は、申請者(コンテナターミナル関係者)からの申請を審査し、認証等を行う。

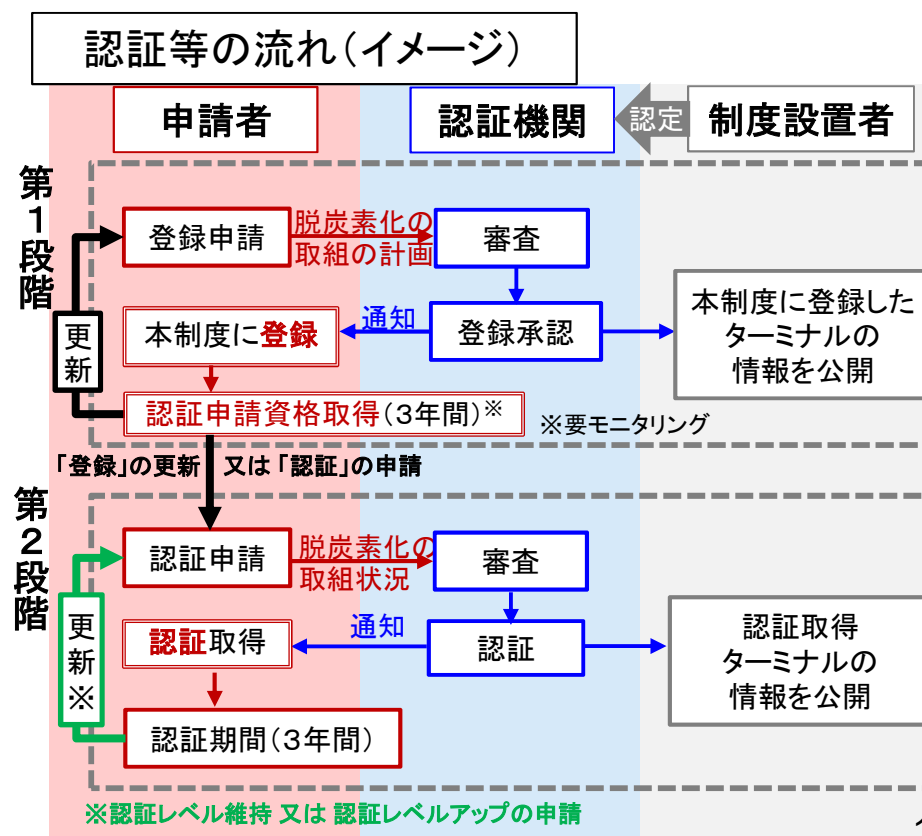
評価する取組 (1)ターミナル内・境界部の脱炭素化の取組(例:低炭素型荷役機械の導入等)と、(2)ターミナルを出入りする船舶・車両の脱炭素化を支える取組(例:船舶への低炭素燃料の供給機能の導入等)を総合的に評価する。

認証等の建付け 以下の2段階とする。

第1段階:「登録」…認証機関は、申請者による脱炭素化の取組の計画の実現可能性等を審査し、本制度への登録を承認。(⇒第2段階の申請資格を得る。)

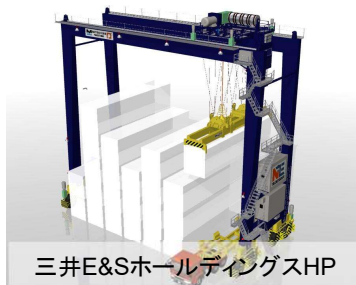
第2段階:「認証」…認証機関は、申請者による脱炭素化の取組状況を審査し、その内容に応じたレベルの認証(Certified/Silver/Gold/Platinum)を行う。

(注)本認証制度は、国際展開、技術開発の動向等を踏まえて、見直しを検討する。



本制度で評価する脱炭素化の取組例

(1)-1 ターミナル内の脱炭素化の取組(例)



三井E&SホールディングスHP

低炭素型トランスファー
クレーンの導入



ユニエックスNCT HP

ヤード照明のLED化

(2) ターミナルを出入りする船舶の脱炭素化を支える取組(例)



セントラルLNGマリンフューエル(株)HP

船舶へのLNG燃料供給機能の導入

(1)-2 ターミナル境界部の脱炭素化の取組(例)

・陸上電力供給機能の導入



(1)-2 ターミナル境界部の脱炭素化の取組(例)

・ゲート予約システム(例:
COMPAS)の導入等による
ゲート前渋滞の緩和

- (1)-1 ターミナル内の脱炭素化の取組
- (1)-2 ターミナル境界部の脱炭素化の取組
- ← (2)ターミナルを出入りする船舶・車両の脱炭素化を支える取組

本制度の評価等の建付け(案)

- 本制度の建付けは、脱炭素化の取組の計画を評価する「登録」※と、脱炭素化の取組状況の評価する「認証」の2段階とする。 ※対外的に公表することにより、ターミナルにおける脱炭素化の取組を促進する。
- 第1段階「登録」・・・認証機関は、申請者による脱炭素化の取組の計画の実現可能性等を審査し、本制度への登録を承認。(⇒第2段階の申請資格を得る。)
- 第2段階「認証」・・・認証機関は、申請者による脱炭素化の取組状況を審査し、その内容に応じたレベルの認証(Certified/Silver/Gold/Platinum)を行う。

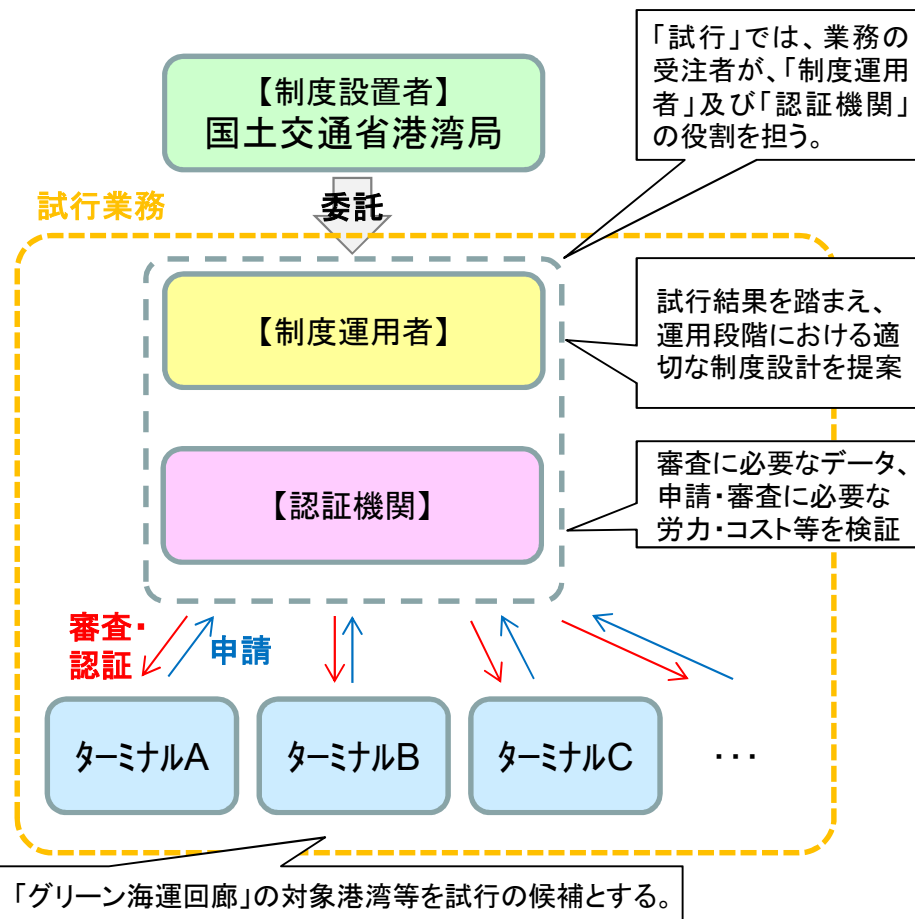
	区分	評価項目	登録	認証				備考
				Certified	Silver	Gold	Platinum	
登録	計画作成	認証取得可能な計画の作成	○					「登録」により「認証」申請資格取得
認証	(1) ターミナル内・境界部の脱炭素化の取組							
		CO2排出量原単位の公表		○	○	○	○	
		電力・燃料のカーボンニュートラル化					○	
		ガントリークレーンの脱炭素化				○ 8割以上	※	※Platinumでは、荷役機械の性能によらず、電力・燃料のCN化が必要であるが、省エネ機械等の導入が望ましい。
		トランスファークレーン等の脱炭素化		○ 5割以上	○ 8割以上	○ 8割以上	※	
		ヤード照明のLED化		○ 5割以上	○ 8割以上	○ 8割以上	※	
		停泊中船舶からのCO2削減の取組(陸電供給等)				○	○	
		ゲート待ち車両の渋滞緩和の取組(予約システム等)			○	○	○	
	(2) ターミナルを出入りする船舶・車両の脱炭素化を支える取組							
		低炭素燃料(LNG等)の供給機能の導入			○	○	○	
	低炭素燃料船舶に対する入港インセンティブの導入			○	○	○	例:ESIプログラム	

(注) 上表において、「登録」や「認証」に必要な取組が“○”。また、上表の評価項目以外に、認証レベルには影響しないが、推奨する取組(例:低炭素型タグボートの導入)、将来的に評価することを検討する取組(例:低炭素型車両に対する優先レーン設置等のインセンティブ導入)を設ける。

CNP認証(コンテナターミナル)の「試行」の実施方法(案)

- 令和5(2023)年度の「試行」は、国土交通省港湾局が外部に委託し、制度案の評価基準等の妥当性、認証機関に求められる能力、体制等を検討する。試行結果を踏まえ、制度案を改善する。
- 令和6(2024)年度以降、「試行」の結果を踏まえ、国際展開を含む「運用」への移行を目指す。

令和5(2023)年度 「試行」イメージ



■「試行」における主な検討内容

- 評価基準等の妥当性
- 認証機関に求められる能力、体制等
- 申請・審査等に要する労力・コスト等
- 妥当な料金水準 等

■対象港湾の例

- クアッド海運タスクフォースで検討中の「グリーン海運回廊」の対象となる港湾
- 先進的な脱炭素化の取組を行っている港湾

※港湾の規模も考慮する。